

選 定 療 養 費 の ご 案 内

令和7年4月1日 北海道医療センター院長

入院期間が180日を超える入院について

入院期間が180日を超えた日以降の入院については、国の制度により選定療養費となり、対象入院料の15%が自己負担となります。ただし、重度肢体不自由者・化学療法実施患者・透析患者などは対象外となります。

詳しくは受付窓口までお問い合わせください。

後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）について

後発医薬品のある先発医薬品（以下、長期収載品という）については、国の制度により選定療養費となり患者さんが長期収載品の処方を希望した場合に、先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1に相当する金額が自己負担となります。外来の患者さんが対象となり、入院の患者さんの場合・処方医が医療上の必要性があると判断した場合・後発医薬品の提供が困難な場合などは対象外となります。

詳しくは受付窓口までお問い合わせください。